

消費生活だより

令和5年11月号外

学生アパートのインターネット接続料がひと月の間に何回 も取引口座から引き落とされる被害が複数発生しています。

相談事案

市内在住の大学生から『アパートのインターネット接続料の支払いは月 に1回のはずなのに、今月何度も口座から引き落とされている。契約先の 業者に何度も連絡したが電話がつながらない。はやく返金してほしい。』と いった相談が令和5年9月以降、消費生活センターに相次いで寄せられて おり今後も増加する可能性があります。

アドバイス

受付時間

- ★ひと月当りの支払額が少額の場合、月に複数回引き落とされても 発覚が遅れ被害額が大きくなる可能性があります。
- ★取引口座の通帳をこまめに記帳するなど、被害が無いか定期的に取引 履歴を確認しましょう。
- ★被害が確認され、業者に問い合わせても連絡がつかない場合は 書面により期限を切った上で、かつ特定記録郵便など配達された記録 が残る方法で返金を求めましょう。
- ★困ったこと、不安なことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

(岡山市役所本庁舎2階)

相談専用 (086)803-1109(消費者ホットライン188も可)

> :月~金曜日 9時~16時

> > (祝日・年末年始除く)

WEB相談は こちらから



